



平成 2 2 年 3 月 3 0 日

各市町教育委員会教育長 様
(広島市を除く)

広島県教育委員会教育長
(指 導 第 三 課)

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な
情報提供について(通知)

このことについて、別紙(写)のとおり、文部科学大臣政務官から通知がありました。

先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このような観点を踏まえ、文部科学省と厚生労働省が、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しました。

児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう、関係市町等と学校との間で協定を締結するなど、情報提供の仕組みについて事前に合意しておくとともに、情報提供に当たっては、概ね1か月に1回を標準としつつも、頻度や対象となる児童生徒を柔軟に設定することが大切です。

また、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定したりするなど、こども家庭センターを中心とした児童虐待防止に向けた対応が、実効性のあるものとなるよう、所管する学校への指導の徹底を図ってください。

担当 生徒指導係
電話 082-513-5043
(担当者 小川)

